

別表六の二(二十一)

「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

()

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)		21	円
各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 越 分 算	調整前連結税額の個別帰属 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		「28」欄 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「10586」 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額				
	取得価額の合計 (別表六の二(二十一)付表「9」)	2		結 算 期 間 中 小 連 結 親 法 人 等 に 係 る 額	4		
	同上のうち特定中小連結親法人等に係る額	4		法 人 分 配 の 合 計	25		
	税 額 控 除 限 度 額 $(3) - (4) \times \frac{7}{100} + (4) \times \frac{10}{100}$	5		当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	26		
	法人調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の㉓」)	27		
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「8」) - (別表六の二(二十)「8」)$	7		当期税額控除額の合計額 (26) - (27)	28		
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額	8		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「8」) - (別表六の二(二十)「25」)$	29		
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額	9		総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29)-(26))-(別表六の二(十二)「32」)-(別表六の二(二十)「32」)	30		
	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10		「37」欄 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第3項」 ② 「区分番号」欄：「10587」 ③ 「適用額」欄：「37」欄の金額			
	当期税額控除額 (9) - (10)	11					
繰越税額控除限度超過額 (39の計)	12		の 繰 越 計 算	35			
法人調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13		整 理 前 過 去 年 度 連 結 税 額	36			
個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「8」) - (別表六の二(二十)「8」)$	14		合 計	36			
個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14)-(9))-(別表六の二(十二)「16」)-(別表六の二(二十)「16」)	15		当期繰越税額控除額の合計額 (33) - (36)	37			
法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額	16		法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)	38			
当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	17		各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	39			
調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40の①)}{(31)} + (35) \times \frac{(40の②)}{(32)}$	18		連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	40			
当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19		前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	41			
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20		・ ・ ①	円	円	外 円	
			・ ・ ②				
			計	(17)			
			当 期 分	(5)	(9)	外	
			合 計				

別表六の二(二十一)

平三十一・四・一以後終了連結事業年度分